

## 一般財団法人日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会規程

### (総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団定款第49条の規定に基づき、心肺蘇生法委員会規程を次のように定める。

### (設置及び目的)

第2条 本財団に、心肺蘇生法の発展普及に資するため、心肺蘇生法委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、心肺蘇生法に関する次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 基準・規格の統一に関すること。
- (2) 普及対策に関すること。
- (3) 国際協力に関すること。
- (4) その他調査研究に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (国際部会)

第5条の2 委員会に、心肺蘇生法に関する国際機関等との連絡調整、調査研究その他国際協力等に関する事項を調査審議するため、国際部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員長が指名する委員会の委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから理事長が指名する。
- 4 部会長は、委員長の指揮監督を受けて、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する部会の委員が、その職務を代理す

る。

6 部会長は、部会の調査審議に関する事項を委員会に報告するものとする。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱し、当該専門事項の調査審議が終了したときは退任するものとする。

(会議)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聞いて、理事長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年 6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、平成13年 3月15日から施行する。

(経過措置)

この改正規程の施行前に、心肺蘇生法委員会細則により処理した事項については、改正後の心肺蘇生法委員会規程第5条の2に基づいて処理したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年 4月 1日から施行する。